

身体障がい者福祉法第15条に規定する医師の指定  
に関する申請・届出書類一覧

		1	2	3	4	5	6	施行細則 様式第4	その他の添付書類
新規申請		○	○					○	医師免許の写し
変更	診療に従事する 医療機関				○			○	
	その他				○				氏名変更の場合は変更後の医師免許の写し
障がい種別の追加指定			○	○				○	医師免許の写し
死亡						○			
辞退							○		

年 月 日

豊 田 市 長 様

医師の氏名

身体障がい者福祉法による市長の定める医師指定申請書

下記のとおり身体障がい者福祉法第15条の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

医 師	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日生	性 別	
	住 所			
診療に従事する 医療機関名	名 称			
	所在地	(TEL ー )		
指定を受けようとする障がい種別				

(記載要領)

- 1 「診療に従事する医療機関名」は、必ず正式名称を記載してください。
- 2 申請の際、医師免許の写しを添付してください。
- 3 「指定を受けようとする障がい種別」は、次のうちから希望するものを記載してください。
  - (1) 視覚障がい
  - (2) 聴覚障がい
  - (3) 平衡機能障がい
  - (4) 音声・言語機能障がい
  - (5) そしゃく機能障がい
  - (6) 肢体不自由
  - (7) 心臓機能障がい
  - (8) じん臓機能障がい
  - (9) 呼吸器機能障がい
  - (10) ぼうこう・直腸機能障がい
  - (11) 小腸機能障がい
  - (12) 免疫機能障がい
  - (13) 肝臓機能障がい





(記載要領)

- 1 「学位」は、その有無を記載してください。
- 2 「担当する診療科名」は、同意書(身体障がい者福祉法施行細則様式第4号)の「指定を希望する医師の担当診療科」に記載した診療科名を記載してください。
- 3 「学会加入の状況」は、加入している学会名、加入年月及び学会における制度上の資格等(認定医・指導医等)を記載してください。
- 4 「学歴・経歴」については、次の事項を明確に記載してください。
  - (1) 最終学歴、実地修練(研究・論文等)、医師免許取得、学位取得、勤務先等を年次順に記載してください。特に専攻科名、医師免許取得後その担当する障がい種別について研修した機関名(大学・病院等)、期間を記載してください。
  - (2) 勤務先における身分(院長・部長・医長・医員等)を明確に記載してください。
  - (3) 学位を有する場合は学位取得年月日を記載してください。
  - (4) 学会に提出した論文を有する場合は、主たるものについて学会名、論文名及び年月日を記載してください。
  - (5) 診療科名に関連ある研究、論文等を有する場合は、研究名、論文名及び年月日を記載してください。
  - (6) 指定を受けたい障がい種別が「じん臓機能障がい」の場合は、人工透析実施状況を記載してください。

年 月 日

豊 田 市 長 様

歯科医師の氏名

市長の定める歯科医師指定申請書

そしゃく機能障がいに係る歯科矯正治療についての診断書・意見書の作成に関し、下記のとおり指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

歯 科 医 師	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日生	性 別	
	住 所			
診療に従事する 医療機関名	名 称			
	所在地	(TEL — )		

(記載要領)

- 1 「診療に従事する医療機関名」は、必ず正式名称を記載してください。
- 2 申請の際、歯科医師免許の写しを添付してください。

様式第4号（第5条関係）

（表）

注意 裏面の記入上の注意をお読みになってからご記入ください。

同 意 書

年 月 日

豊 田 市 長 様

医師氏名

診療に従事する  
医療機関の開設者

身体障がい者福祉法第15条に規定する医師に指定されることを同意します。

診療に従事して いる医療機関名	名 称	
	所在地	
	標榜診療科	
指定を希望する 医師の担当診療科		

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「診療に従事する医療機関の開設者」は、必ず正式名称を記載してください。
- 2 「診療に従事している医療機関名」は、必ず正式名称を記載してください。
- 3 「標榜診療科」は、当該医療機関が標榜している全ての診療科を記載してください。
- 4 「指定を希望する医師の担当診療科」は、次の表を参考に、現に診療に従事している診療科名を記載してください。

指定を受けたい障がい種別	指定を希望する医師の担当診療科
視覚障がい	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科（眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障がい等による視力喪失者の診療に限る。）
聴覚障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科（耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障がい等による聴力喪失者の診療に限る。）
平衡機能障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障がい	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障がい	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障がい	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障がい	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう・直腸機能障がい	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器科内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障がい	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
免疫機能障がい	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科（いずれの診療科もエイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。）
肝臓機能障がい	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科